

別紙

最高裁長官（大法院裁判長）田中耕太郎が米側に伝えた裁判情報の一覧表

砂川事件再審請求弁護人作成

電報・書簡	番号	田中が米側に伝えた「事実」、「予測的事実」、「田中の姿勢・考え」
4/24 付電報	①	本事件が他の事件に優先して審理されることとなるという予測的事実
	②	審理が開始されてから判決言渡までに少なくとも数カ月かかるという予測的事実
8/3 付書簡	③	砂川事件の判決が12月になるという予測的事実
	④	弁護団が裁判所の結審を遅らせるべくあらゆる可能な法的手段を試みているという事実
	⑤	争点を事実問題ではなく法的問題に閉じ込める決心しているという姿勢・考え
	⑥	口頭弁論を9月初旬に始まる1週につき2回、いずれも午前と午後を開廷することによりおよそ3週間で終わらせるという姿勢・考え、及び口頭弁論は3週間で終わるという予測的事実
	⑦	口頭弁論終結後に14人の同僚裁判官たちの多くがそれぞれの見解を長々と論じたがることによって、判決言い渡しまでの期間が長引くという問題が生じるという予測的事実
	⑧	結審後の評議では実質的に全員一致の判決が下されることを希望しているという姿勢・考え
	⑨	判決は世論を“乱す”少数意見が回避されることを希望しているという姿勢・考え
11/5 付書簡	⑩	現時点で判決言渡時期は未定であるという事実、判決は来年の初めまでには出したいという姿勢・考え
	⑪	15人の裁判官がこの事件に取り組むさいの共通の土俵を確立したいという姿勢・考え、またこのことが最も重要な問題であるという考え
	⑫	裁判官全員が一致して、適切で、現実的な、合意された基本的規準に基づいて事件に取り組むことが重要であるという姿勢・考え
	⑬	裁判官たちが考えている論点は三つあるという事実、一つ目は「手続上」の論点で、第一審の東京地裁には、合衆国軍隊駐留の合憲性について裁定する権限がなく、不法侵入事件という固有の争点を逸脱しているのではないかと考えている裁判官がいるという事実、二つ目は「法律上」の論点で、米軍駐留により提起されている法律問題に取り組むべきであると考えている裁判官がいるという事実、三つ目は「憲法上」の論点で、日本国憲法の下で、条約は憲法より優位にあるかどうかという憲法上の問題に取り組むべきであると考えている裁判官がいるという事実
	⑭	評議において一審の判決は支持されていないという事実、一審判決は覆されるであろうという予測的事実
	⑮	裁判官15人のうちできるだけ多くの多数によって憲法上の論点について裁定させることが重要であるという姿勢・考え、及び憲法問題に一審が判決を下すのはまったく間違っているという考え

## 関 係 法 令

### 刑事訴訟法

#### 433条

- 1項 この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第405条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。
- 2項 前項の抗告の提起期間は、5日とする。

#### 405条

- 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。
- 一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。
  - 二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。
  - 三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

#### 411条

- 上告裁判所は、第405条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。
- 一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
  - 二 刑の量定が甚しく不当であること。
  - 三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。
  - 四 再審の請求をすることができる場合に於ける事由があること。
  - 五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。